

鶴岡共同組合
常置委員会の
機能と陣容

(一) 常務委員会
理事会に依り理事中
又は一般組合員中か
ら選任されるもので
一名幹部役員會又は
常務執行委員会とし
補せられ、正副理事
長、書記長、會計、
正副総支配人より成
る。組合の営業上必
要な問題を審議し之
を理事会に進言し其
の協賛を得て実行に

移すものである。其
の氏名は既に発表し
たから茲に省略する。
(二) 組織委員会
七名より成り各ウオ
ードより一名宛代表
者間から互選される。
其の任務は他の諸委
員會を監督し必要な
手續を建議するに在
る。但し他の委員会
の職務に干渉するも
のではない。

現任委員、藤井、池
本、加藤、横田、
上、梶川、中野諸氏
(三) 経営委員会
七名より成り各ウオ
ードより一名宛ウオ
ード代表者會に依り
選挙される。任務は
事業経営、商品仕入
の方針を調査研究し
總支配人を補佐監督
し且つ必要な事項を
理事会に提案するに
ある。
現任委員、塚本、森
本、宮城島、佐藤、
村上、橋本、豊用寺、
坂本諸氏

(四) 監査委員会
七名より成り各ウオ
ードより一名宛ウオ
ード代表者に依り選
挙され、組合の事業
経営と運用に関する
總ての記録を各三箇
月毎に監査検閲し、
代表者總會に報告し
又代表者總會の承認
を得て外部より公
認計理士を雇傭する
権能と任務を有する。
現任委員、横山、星
子、鈴木、石原、王
枝、日田諸氏
(五) 組合思想普及委員
會

組合運動の精神組織
及び実務を一般公衆
並びに従業員に普及
徹底せしめ、協調に
依り経済生活の福音
を宣傳するのが其の
任務である。各ウオ
ード代表中から一名
宛左の諸氏が選出さ
れてゐる。
伊藤、片山、山口、
中尾、池尻、上中、
(六) 人車関係委員会
七名より成り各ウオ
ードより一名宛代表
者會に依り選挙され
る。従業員統制に関
し従業員と組合員と

の双方に公平にして
實際的な進言を理事
會に提出し何等かの
問題を惹起したる場
合は總支配人の顧問
格として行動する。
現任委員、長年村、中
方、天部津、森本、今村諸氏
(七) 會員委員会
七名より成り各ウオ
ードより一名ウオード代
表者間より互選され會
員の監督取締りに任
じ且つ新會員募集を
を幹旋する。
現任委員、小野、坂上、吉
岡、鍵山、梶原(代理)、河
野、津川諸氏

本
組の
機構
と規程

(第五頁より續く)
と抱き居られるやも
知れないうが、積立金
は營業の擴張又は新

規事業計劃の目的以
外には使用出来ない。
積立金は元來營業欠
損を生じたる期間に
欠損を埋め合せざる為
及び解散に際して凡
ての負債を支拂ひ、

組合員出資額を返還
する為に設定された
ものなのである。
日本では組合の剩餘
積立金を以て生命保
險、失業保険、相互
扶助組合、医療組合、

教育組合等の資金に
充ててゐると聞いて
ゐるけれども、それ
は多数の組合の統合
に依らなければ、一
個の組合だけでは不
可能である。それに

資本主義の盛んな米
國では、組合の積立
金に一箇年一〇%の
税を掛けてゐる事が
斯る社會事業を兼
營するに多大の障害
となるやうに思はれ

る。之は組合運動に
對する壓迫である。
尚ほ此の點に就ては
充分研究の上、稿を
改めて発表すること
としよう。
以下次號へ

本組の機構と規程 (四)

四 幹部役員積立

會計の任務積立
 (一) 三箇月毎に組合員總會又は代表者總會に會計報告をなす。

(二) 右の外、理事會指定の職務を執行する。

五 理事 幹部役員の資格制限
 理事は組合の爲に

純益金の處分

理事會は最初の會計年度の末に、其の後は三箇月毎に左の方法に依り純益金を處分する。ことになつてゐる。

一 積立金

積立金が組合員出資總額の三割に達するまでは其の都度純益金の一割又

なしたる勤勞に對し報酬を受け得ない。從業員又は組合に商品を供給する者は理事となり得ない。

理事會は必要の場合には有給の幹部役員を幾人でも任命すること出来る。但し此の場合には代表者總會の承認を得ることを必要とする。

はそれ以上を積立金として積み立てることを要し其の後一割を積み立てることが出来る。

二 組合思想普及資金

純益金から積立金を控除したる殘額の一割(二%)以内の金額を組合思想普及資金として割當てる。此の資金は組合思想普及委員會の手に変更して組合思想普及の目的に使用されるものである。此の資金は英語で教育資金と稱せられるけれども必ずしも組合員又は其の子女の奨學資金と誤解してはならない。抑も組合の基調を成す協調精神は深遠なる宗教哲理に立脚せるものであるから組合思想の普及は從業員の組合実務訓練と共に最も重要なることとされて

ある。従つて此の資金は専らこれ等の目的の爲のみに使用されるべきものである。尚ほ各會計期間の末に使用しない殘額があれば、積立金に繰り込まれる。

三 剩餘割戻金

前記の殘額は均一の率を以て凡ての組合員に各個人の購買額に比例して割戻される。割戻金は直ちに現金で支拂ふこともあれば、信用證書を發行して一定期間後に現金と引き換へることもあれば、單に組合の會計帳簿に各自のクレデットとして記入し置くこともある。組合の營業役員を

生じたる期間又は組合が資本金に役員を有する間は割戻金を支拂はない。

四 其他の使途

組合員の一部には組合は三箇月毎の末に相當多額の純益金を所有してある筈だから其の一部を一般公安資金又は團體事業に寄附又は流用させることが出来る。考へられる向きがあるかも知れないが斯る使途の最大限は、積立金と組合思想普及資金との差引いた殘額の一割(二%)を超過してはならない。組合により二分三厘としてある所もあるが、いづれに

せよ、此の程度を超ゆべからずと英國一般組合法は規定してゐる。之を例を以て示せば、假りに五万円の純益金があつたとして、一〇%を積立金に繰り込めば、殘額は四萬五千円となり、更に其の一〇%即ち四千五百円を組合思想普及資金として差引けば、四萬四千五百五十円となる。一般公安資金及び團體事業への寄附金は其の一〇%即ち四百四十五円を以て得る。又、一部の組合員は積立金の一部を右の如き目的に使用し得るとの觀念(裏面へ續く)